

ご 案 内

令和7年4月1日 北海道医療センター院長

後 発 医 薬 品 使 用 体 制 加 算 に つ い て

当院は後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

・後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていますが、当院は医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

なお、状況によっては患者さんへの投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一 般 名 処 方 加 算 に つ い て

当院は上記記載のとおり医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

医薬品を処方するにあたり、後発医薬品のある医薬品については特定の医薬品名に指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者さんに必要な医薬品を提供しやすくなります。

・一般名処方とはお薬の商品名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

なお、一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。